

令和3年12月18日一部修正

令和3年度全国高等学校総合体育大会
第71回全国高等学校スケート競技・アイスホッケー競技選手権大会
出店・運営要項

青森県実行委員会

1 目的

青森県実行委員会（以下「実行委員会」という）は、令和3年度全国高等学校総合体育大会第71回全国高等学校スケート競技・アイスホッケー競技選手権大会の大会参加者及び一般観覧者に便宜を図るため、競技会場において売店の出店を認めることとし、その適切な運営を図るためにこの要項で必要な事項を定めることを目的とする。

2 出店の期間

出店の期間は、令和4年1月17日（月）から21日（金）の5日間以内とする。

3 出店の場所および出店スペース

出店の場所は、実行委員会及び関係施設で指定した場所とする。出店スペースは、**出店者が希望面積を申請する。（出店店舗数によって希望に添えない場合がある。）**

盛運輸アリーナ（1階エントランスホール）~~・幅3.6m×奥行き2.7m~~

YSアリーナ八戸（2階ホワイエ）~~・幅3.6m×奥行き2.7m~~

~~テクノルアイスパーク八戸（1階ホール）~~・幅1.8m（長机1脚分）~~~~

テクノルアイスパーク八戸（玄関前広場）~~・幅3.6m×奥行き2.7m~~

フラット八戸（1階フラットクロス）~~・特に制限しない~~

フラット八戸（屋外フラットスペース）~~・特に制限しない~~

4 経費負担

出店者は、売店の設置、運営及び撤去に要する一切の経費を負担するものとする。また、出店に際し、1ブースにつき次の出店料を要する。~~以下の費用は直接施設に支払うものとする。~~

盛運輸アリーナ~~・無料~~

YSアリーナ八戸~~・1㎡あたり600円~~

テクノルアイスパーク八戸~~・1000円/日~~ **1㎡あたり1800円**

フラット八戸~~・2200円/日+売上げの10%+使用電気料~~ **1㎡あたり600円**

5 販売品目

売店等において販売する品目は、次に掲げる範囲とする。

(1) 土産品類

内容、品質、包装等において、青森県の土産品としてふさわしいもの。

(2) 食品類

食品衛生法等に規定する食品営業許可施設において製造され、かつ、容器・包装等により衛生措置がとられたもので、原則として、売店等において調理・加工を行わない食品であること。また、食品表示に関する法に基づく適切な表示がなされているもので、次に掲げる品目とする。

- ①弁当類
- ②パン類及び菓子類
- ③その他、実行委員会が認めるもの

なお、販売にあたっては、食品の保存基準を遵守し、必要に応じて保冷剤を添付するなど、適切な措置を講じること。

(3) その他

運動用具類・写真材料等、実行委員会が認めるもの。

6 出店申請

出店希望者は、大会ホームページ (<http://aomoriskate.ec-net.jp/71skateinterhigh2022/>) から出店申請書(様式1)をダウンロードし、記入の上、関係書類を添えて実行委員会へ申請するものとする。

~~フラット八戸での出店を希望する場合は実行委員会への申請のほか、別様式にてフラット八戸への申請も必要である。~~

7 出店者の選定

実行委員会は、次の事項に該当するものの中から出店者を選定し、「出店許可証」を交付するものとする。

- (1) 営業経験・実績が豊富で、信頼できる業者であること。
- (2) 関係法令に違反していないこと。

8 出店者の義務

(1) 出店者は、次に掲げる事項を行ってはならない。

- ①第三者への出店の権利の譲渡及び転貸又は売店等の管理・運営を委任すること。
- ②販売品を不当な価格で販売すること。
- ③指定された場所以外で販売又は呼び込みを行うこと。
- ④許可された品目以外のものを販売すること。
- ⑤火気を使用すること。(別途協議する場合を除く。)
- ⑥拡声器又は音響器具類を使用すること。
- ⑦その他、大会運営に支障のある行為を行うこと。

(2) 出店者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ①出店許可証を店頭の見やすい場所に掲示すること。
- ②販売品の搬入・搬出は、大会運営に支障のない所定の時間内に行うこと。
- ③接客にあたっては、好感を与えるよう親切・丁寧を心がけること。
- ④売店等の装飾は、商品等を主体とし、宣伝・広告用のものは掲示しないこと。
- ⑤販売品には、関係法令の定めるところにより、適切な表示を行うとともに、販売価格を明示すること。
- ⑥屑物入れ等を備え、売店等及びその周辺を常に清潔に保ち、ごみ等は出店者が責任を持って搬出・処理すること。
- ⑦実行委員会・競技会場施設管理者の指示に従うこと。

⑧販売品の管理については、出店者が一切の責任を負うこと。

9 許可の取消し

実行委員会は、出店者が次の各号の1つに該当するときは、出店を取り消すものとする。

- (1) 関係法令並びに、本要項に違反したとき。
- (2) その他、実行委員会が不相当と認めたとき。

10 事故等の処理

売店等において、事故等が発生したときは、出店者は直ちに実行委員会及び関係機関に連絡すると共に、その指示に従い事故処理にあたるものとする

1.1 損害賠償

出店者(従業員を含む)が、会場の施設または第三者に損害を与えた場合、賠償の責任を負うものとする。

1.2 現状回復

出店者は、出店場所及び使用した設備等、自己の負担において大会終了後速やかに現状に回復し、実行委員及び会場施設管理者の指示及び確認を受けなければならない。

1.3 事務処理及び指導権限

本要項に定める実行委員会の事務処理及び指導権限は、各競技会場における実施本部が継承するものとする。

1.4 その他

この要項について疑義が生じた場合、または定めのない事項については、関係者と協議して実行委員会が別途定めるものとする。